

| | | | |
|--------------|--------------------------------|-----------|--------------------|
| 計画主体名 | 佐世保市 | | |
| 計画期間 実施期間 | 平成27年度～平成29年度 平成27年度～平成27年度 | 総事業費（交付金） | 27,000千円（13,500千円） |

1 計画全体について

| 項目 | チェック欄 | 判断根拠 |
|---|-------|--|
| 目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか | ○ | ・観光圏整備計画の目標及び事業活用活性化計画の目標については交流人口の増加としており、観光圏及び農山漁村に関する法律等に適合している。 |
| 市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか | ○ | ・佐世保市総合計画、「海風の国」佐世保・小値賀観光圏整備計画との連携、配慮、調和等が図られている。 |
| 活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか 活性化計画の策定にあたり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか | ○ | ・活性化計画にかわる「観光圏整備計画」については、地域住民等の要望に基づき、観光圏推進委員会、観光圏推進協議会での審議を経て、本市の計画として策定を行っている。 ・また観光客受入体制づくり等の協議に関しては、当該施設を運営（予定）する事業実施主体である「NPO法人黒島観光協会」と具体的な協議を行っているが、その構成員には女性も含まれ、意見や提案などを聞く機会を設けている。 |
| 事業の推進体制は確立されているか | ○ | ・地元住民、地域団体で組織する「NPO法人黒島観光協会」が当該事業の事業実施主体であり、すでに本市及び当該観光圏プラットフォーム組織との事業連携体制が確立されているため、円滑な事業推進を図ることができる。 |
| 目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか | ○ | ・本市離島である黒島に当該施設を整備することにより、島内の観光資源等に関する情報提供、島内周遊のための交通手段の提供、さらに、島内の特産品、農水産品の提供が可能となり、世界遺産登録効果（予定）で今後見込まれる交流人口増加への対応を図ることができるため、整合性が確保されている。 |

| | | |
|---------------------------------|---|---|
| 計画期間・実施期間は適切か | ○ | ・計画期間3年（H27～H29）で、ガイドライン第4に示す3から5年程度であり、実施期間は1年（H27）で、実施要綱第3に示す3年以内であり、適切である。 |
| 交付金要望額は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か | ○ | ・交付限度額13,500千円は、交付限度額（13,500千円＝事業費27,000千円×交付額算定交付率1/2）の範囲内である。 |

2 個別事業について

| 項目 | チェック欄 | 判断根拠 |
|--|-------|---|
| 自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか | ○ | ・本交付金に切り替えて交付対象とするものではない。 |
| 土木・建築構造物等の施行にあたっては、各種関係法令および設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか | ○ | ・事業実施主体が整備する施設の設計・施工等については、本市の建築指導課との連携のもと、各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を事前に行い、十分な安全性の確保に努めることとする。 ・また、設計・施工等の検査についても、本市建築指導課と連携し、検査を行うこととし、検査体制も整っている。 |
| 木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1460号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか | ○ | ・事業実施主体が整備する施設の設計・施工等については、本市の建築指導のもと、各種基準を満たす施設整備を実施することとしているため問題はない。 |
| 増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか | — | |
| 交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか | ○ | ・交付対象とする施設の耐用年数は、当該省令の別表により、木造建築・事務所用24年となっており、問題ない。 |
| 事業による効果の発現は確実に見込まれるか | | |
| 費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領（平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知）により適切に行われているか） | ○ | ・農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領に基づき、適切に費用対効果の分析を行っている。 |

| | | | |
|--|---|---|---|
| | 上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか | ○ | ・上記による費用対効果の分析結果は、投資効果率4.0となっている。 |
| | 事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか | ○ | <ul style="list-style-type: none"> ・事業内容については、当該施設の整備により都市農山漁村総合交流促進施設の目的である交流人口の増加に寄与するものであり、実施要綱等の要件を満たすものと判断する。 ・事業実施主体については、農山漁村の活性化に資する者であり、当地域の定住等及び地域間交流を促進するために真に必要と認める組織と判断する「NPO法人黒島観光協会」を、計画主体である本市が事業実施主体に指定するものとする。 ・その他、黒島は離島振興法における離島振興対策実施区域に該当しており、実施要綱等に定める要件等を満たすものと判断する。 |
| | 個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか | ○ | ・個人に対する交付ではない。また、目的外使用ではない。 |
| | 施設等の利活用の見通し等は適正か | | |
| | 地域間交流の拠点となる施設にあつては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか | ○ | ・当該地区への入り込み客数等の今後の見込みについては、他の世界遺産登録後の入り込み客数等の動向も参考としながら、適正な入込客数の算出に努めている。 |
| | 近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。 | ○ | ・当該地域は離島であり、現在、島内において類似施設はない。また、当該施設の利用対象者は世界遺産登録予定の「黒島天主堂」を目当てに訪れる観光客であり、本土側の類似施設と競合するものではない。 |
| | 利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか | ○ | ・利用対象者は、島外からの観光客を想定しており、施設の利用形態に関しては、観光客が利用する定期航路の運航時間に対応した施設運営を行う方針としている。 |
| | 施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか | ○ | ・当該施設は定期航路のターミナルに隣接する場所に整備する予定で、島の玄関口に位置する。そのため、当該施設では島内の観光資源や飲食・宿泊・交通、特産品に関する情報を提供し、観光客の島内周遊観光につなげる役割を果たす必要があるため、島内のあらゆる施設、組織と有機的な連携体制の構築を進めている。 |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--------------|--|---|--------------------|---|---|---|---|--|-------------------------------------|---|--|--|--|
| 施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか | ○ | <ul style="list-style-type: none"> ・当該施設を運営（予定）する事業実施主体である「NPO法人黒島観光協会」は、地元関係団体、住民で組織されており、その構成員には女性も参画している。 ・また、施設の運営のみならず、島内の周遊観光のための様々な体験プログラムや食の提供等については、当協会の構成員である地元漁協の婦人部等が中心となった運営が協議されている。 | | | | | | | | | | | | |
| 事業費積算等は適正か | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr> <td>過大な積算としていないか</td> <td>○</td> <td>・事業実施主体からの施設整備に係る見積書をもとに費用の積算を行っており、見積額・施設規模等の内容確認については、本市の設計・景観等担当部署による確認を行った結果、行政が設計する積算基準よりも安価なコストで積算されていることを確認。過大な積算とはなっていない。</td> </tr> <tr> <td>建設・整備コストの低減に努めているか</td> <td>○</td> <td>・施設規模については、限られた敷地面積の中で、必要最低限の機能を有する施設整備としており、コスト縮減に努めている。</td> </tr> <tr> <td>附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）</td> <td>—</td> <td></td> </tr> </table> | 過大な積算としていないか | ○ | ・事業実施主体からの施設整備に係る見積書をもとに費用の積算を行っており、見積額・施設規模等の内容確認については、本市の設計・景観等担当部署による確認を行った結果、行政が設計する積算基準よりも安価なコストで積算されていることを確認。過大な積算とはなっていない。 | 建設・整備コストの低減に努めているか | ○ | ・施設規模については、限られた敷地面積の中で、必要最低限の機能を有する施設整備としており、コスト縮減に努めている。 | 附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか） | — | | 備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか） | — | | | |
| 過大な積算としていないか | ○ | ・事業実施主体からの施設整備に係る見積書をもとに費用の積算を行っており、見積額・施設規模等の内容確認については、本市の設計・景観等担当部署による確認を行った結果、行政が設計する積算基準よりも安価なコストで積算されていることを確認。過大な積算とはなっていない。 | | | | | | | | | | | | |
| 建設・整備コストの低減に努めているか | ○ | ・施設規模については、限られた敷地面積の中で、必要最低限の機能を有する施設整備としており、コスト縮減に努めている。 | | | | | | | | | | | | |
| 附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか） | — | | | | | | | | | | | | | |
| 備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか） | — | | | | | | | | | | | | | |
| 整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か | ○ | ・当該施設は定期航路のターミナルに隣接する場所に整備する予定で、島の玄関口に位置する。また、周辺には漁協や漁業集落の活動施設もあり、水産加工品等の提供や漁業体験等のプログラム提供など、当該施設が中核となり、有機的な連携体制が期待できるため、適切な設置場所と考える。 | | | | | | | | | | | | |
| 施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか | ○ | ・施設を整備する用地については、本市所有の土地であり、土地を管理する行政内部の担当部署とはすでに土地使用については協議済みであり問題はない。 | | | | | | | | | | | | |
| 体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用（平成19年8月1日付け19企第102号農林水産省大臣官房長通知）に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか | — | | | | | | | | | | | | | |
| 交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か | | | | | | | | | | | | | | |

| | | |
|--|---|---|
| 処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」（平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知）Iの第2の4の（3）の基準に照らし適正であるか | — | |
| 地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか | ○ | ・当該施設の整備内容は、1棟（1階平屋）延べ床面積約150㎡、整備費総額27,000千円（18万円＝27,000千円÷150㎡）を予定しており、㎡あたり18万円と、いずれも上限規模・事業費の範囲内である。 |
| 地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか | | |
| 地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか | — | |
| 生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか | — | |
| 1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか | — | |
| 6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか | — | |
| 事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか | ○ | ・施設整備について事業実施主体の負担はありません。（市補助金による支援を予定。） ・施設運営・維持管理は事業実施主体が「収支計画」に基づき適正に計画しています。 |
| 入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か | ○ | ・当該施設建設にあたっては、整備後の管理・運営を予定しているNPO法人黒島観光協会による直接施工を予定。（理由） ・NPO法人黒島観光協会の直接施工によることで地域住民等の建設作業等参画に伴う経費削減効果が見込まれるため。（経費節減の根拠資料として、一般建設業者による見積書と黒島観光協会による見積書を添付します。） |
| 整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか | | |
| 維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか） | ○ | ・別紙「維持管理計画」のとおり。 ・内容確認の結果、適正に計画されていることを認めます。（施設の管理・更新に必要な資金について、別途「収支計画」に計上されています。） |

| | | |
|--|---|---|
| | | <p>【概要】 開館日：毎日（12/29-1/3 休業） 営業時間：9:00-18:00 要員：3人（施設長、受付兼物販、繁忙期補助） 維持管理：開錠・施錠、点検・管理 維持・補修：500千円／年（内訳：経常 250千円、積立 250千円）</p> |
| 収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか | ○ | <ul style="list-style-type: none"> ・別紙「収支計画」のとおり ・内容確認の結果、適正に計画されていることを認めます。 <p>【概要】 収入：運営補助金／土産品販売委託料／体験プログラム販売委託料など（5,737千円） 支出：人件費（施設長、受付兼販売、繁忙期補助）／物件費（光熱水費、消耗品費、事務費）（5,737千円）</p> |
| 他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか | ○ | <ul style="list-style-type: none"> ・該当しない。 |
| 他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか（ある場合には、事業名を記載すること。） | ○ | <ul style="list-style-type: none"> ・該当しない。 |

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「-」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、事前点検シート及び判断の根拠となった資料についても併せて公表するものとする。